

高井伸夫著『『キャリア権』法制化の意義 vol.11 —コロナ禍の教育とキャリア権—』週刊新潮
2021年2月25日号を読む

キャリア権とは

「人びとが意欲、能力、適性に応じて希望する仕事を準備、選択、展開し、職業生活をつうじて幸福を追求する権利」

(諏訪康雄 元中央労働委員会会長・法政大学名誉教授による)

1. 新型コロナウイルス感染症は労働市場を直撃し、特に若年層のキャリア形成に脅威を与えている。



2. (1)新型コロナの影響による解雇や雇止めは1月に8万人を超え(厚労省)、昨年12月の失業者数は194万人・前年同月比49万人増で、11か月連続増加(総務省労働力調査)、大学・大学院の休退学者は5000人を超えた(文科省)。

(2)また、世界の若年労働者の71%が完全あるいは部分的に自宅勤務をして、若年女性の60%・男性の53%が自分のキャリアの見通しに不安や恐れを抱いており、教育及び職業訓練の混乱が若者たちの生涯収入の不利益を生み出す恐れがあるという(労働政策研究・研修機構サイト参照)。



3. (1)コロナ禍において、学生や社会人のキャリア形成が大変気掛かりである。感染予防のためにテレワークが長く続くことで懸念されるのは若手社員の初期キャリアの形成の問題である。



(2)テレワークで知識を得られても生身の人間から直接学ぶ機会が減る。人間は笑顔を向けられ、ほめられ、認められ、また、幾多の修羅場を経験してこそ、成長するものだ。

(3)企業における仕事が高度化して職業人に要求される能力が高まっていることに大学教育が追いつけず、両者の差が広がっているという現職の大学教授による指摘もある(2019年9月23日付け日経新聞・中原淳立教大学教授)。

(4)この差を埋めて優れた職業人材を育成するには、産学それぞれの管轄官庁の枠を超えた国による一貫した施策が必要となる。

(5)キャリア権の法制化は、その中心に位置づけられるべきものであろう。

(6)教育は国と国民が共に成長するための重要施策であり、国民の成長は憲法が目指す国民の福祉の充実につながるのである。



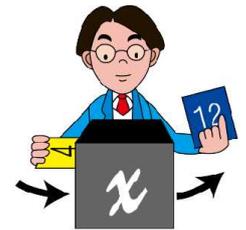
4. (1) 現下の知識社会においては「知識は減しやすい。
 (2) それは常に再確認し、再学習し、再訓練しなければならない」
 (P・F・ドラッカー『創造する経営者』)という言葉が全ての世
 代にあてはまる。
 (3) 国際的にみて日本はリカレント教育(学び直し)が低調である。
 25～64歳のうち大学等の機関で教育を受けている者の割合を比較すると、日本2.4%、英
 国16%、アメリカ14%、OECD平均11%である(2018年度「年次経済財政報告」)。
 (4) 「人生100年時代」とされ、企業寿命のほうが人生より短くなっている事実からすると、
 企業のみで職業教育を託すのは不合理である。



5. (1) 「三つ子の魂百まで」、「孟母三遷」というように、できれば小中
 学生頃から仕事の意義やキャリア形成に向けた指導に接する環境
 を作り、大学・大学院教育まで継続して充実させることが重要では
 ないか。



- (2) 「凡庸な教師はただしゃべる。よい教師は説明する。すぐれた教師は自らやってみせる。
 偉大な教師は心に火をつける」という古くからの言葉がある。
 (3) キャリア教育の意義を考えていくと、自ずと産学における優れた教育者・指導者の重要性
 に気づく。
 (4) 教育とキャリア権の問題は、優秀な教育者・指導者を育成するにはどう
 すればよいかという国としての大テーマにも帰着するのである。



<コメント>

コロナ禍の教育とキャリア権についての、人事労務の第一人者の弁護士高井伸夫先生による御教
 示を十分に理解した上で参考にしたい。

2021年2月18日(木)林明夫

